

平成22年度 特許庁委託 産業財産権制度各国比較調査研究等事業

先使用権制度に関する調査研究報告書

平成23年3月

社団法人 日本国際知的財産保護協会

を考えて、特許出願することなく発明を実施し、事後に第三者に特許権が付与されたとしても、先使用权を主張すれば、継続して実施が可能であると考えたとします。裁判において先使用权を主張する場合に、あらかじめ、どのような証拠を準備すべきかについて、御説明ください。

製品を開発した際に、特許出願しないでノウハウにとどめておくのであれば、当該ノウハウに関する技術が既に世界公知であることを示す文献資料をできるだけ多く保存しておくしかないと考える。

香港での先使用权を、将来、紛争が生じたときに主張するために香港での実施（販売又は製造開始）日について、輸出入書類、あるいは輸入代理店など香港企業との間で、製品を特定できる内容で契約書が締結されていたのであれば、その契約書の保存が考えられる。

設問 28. 我が国では証拠書類等について、その作成日付や非改竄性を証明するため、公証制度やタイムスタンプサービスが利用されています。貴国において類似の制度がある場合にその概要を御説明ください。

公証人（Notary Public）制度がある。公証人の主な業務として、書面について公正証書の発行サービスがある。ただし、証拠書類としての公正証書は、契約等の当事者間では有力であっても、その公正証書の正当性について第三者は異議を唱える権利があるので、当該書類に公証が付与されていたか否かによる影響はないと考える。

Part E : 先使用权制度の将来

設問 29. 貴国において、先使用权制度についての法改正の予定あるいは法改正を前提とした論議が公表されていたら、御紹介ください。

特に発表されていない。

「3」 インドネシア

Part A : 先使用权制度の有無

設問 1. 先使用权制度の有無と条文規則等

(a) 先使用权に関する条文、規則等

インドネシア特許法第 13 条、14 条、15 条（No. 14, Year 2001 Regarding Patents）。

第 13 条³⁰⁵

(1)本法の他の規定を鑑み、同一の発明に対し

Article 13³⁰⁶

(1) By obeying the other provisions under this Law, a party

³⁰⁵ http://www.jpo.go.jp/shiryuu/s_sonota/fips/pdf/indonesia/tokkyo.pdf [最終アクセス日：2011年3月9日]

³⁰⁶ <http://www.dgip.go.id/ebhtml/hki/filecontent.php?fid=9166> [最終アクセス日：2011年3月9日]

<p>て特許出願がなされた時点で発明を実施している者は、当該同一の発明に対して後に特許が付与されたとしても、先の使用者として引き続き当該発明を実施する権利を有する。(2)(1)にいう規定は、優先権の主張を伴ってなされた特許出願に対しても適用される。</p>	<p>who exploits an Invention at the time a similar Invention is filed for Patent shall still be entitled to exploit the Invention as a prior user, even though the similar Invention is then granted a Patent. (2) The provisions as referred to in paragraph (1) shall also be applicable to any Application that is filed with Priority Right.</p>
<p>第 14 条 第 13 条にいう規定は、当該発明を実施する者が、特許出願がなされている発明の明細書、図面、実施例又はその他の情報から当該発明に関する知識を使用してその実施をした場合には、適用されない。</p>	<p>Article 14 The provisions as referred to in Article 13 shall not be applicable when the party, who exploits the Invention as a prior user, exploits the Invention by using the knowledge about the Invention from the description, drawings, or any other information from the Invention for which a Patent is requested.</p>
<p>第 15 条 (1)第 13 条にいう発明を実施している者が、前記の同一の発明に対して特許を付与された後に総局に対してその発明の特許出願をする場合、その者は先の使用者として認められる。 (2)先の使用者としての認定の願書には、当該発明の実施が、特許出願がされた発明の明細書、図面、実施例又はその他の情報を使用して行われたものではないという証明を添付しなければならない。 (3)先の使用者としての認定は、それに対する手数料を納付し、先使用者証明書の形態で総局より与えられる。 (4)先使用者証明書は、当該同一の発明に対する特許の満了時と同時に無効となる。 (5)先使用者証明書取得のための手続は政令に規定される。</p>	<p>Article 15 (1) The party who exploits an Invention as referred to in Article 13 shall only recognized as the prior user, if, after a Patent has been granted for the same Invention, he submits a request for such purpose at the Directorate General. (2) A request for recognition as a prior user shall be furnished with evidence that the exploitation of said Invention was not performed by using a description, drawing, or sample of, or other information on the Invention for which a Patent has been requested. (3) The recognition as the prior user shall be issued by the Directorate General in the form of a Prior User Certificate upon payment of a fee therefore. (4) A Prior User Certificate shall expire at the same time as the expiry of the Patent for the same Invention. (5) The procedure for obtaining the recognition as a prior user shall be regulated by a Government Regulation.</p>

Part B : 先使用権制度の概要 (一般)

設問 2. 先使用権制度の概要 (趣旨)

貴国の先使用権制度の概要を御説明ください。特に、制度の趣旨、及び導入の経緯あるいはモデルとなった他国の法律の有無等がわかりましたら、御説明ください (わからない

場合には、わからないと記入してください。

(a) 先使用権制度の趣旨：

先使用権制度は、インドネシア特許庁に特許出願をしていない、善意の先使用者を保護することをその目的としている。この場合、当該発明の所有者は、当該発明の実施にあたって先使用者とみなされるが、この権利は、当該特許に対する保護の消滅又は存続期間の満了と同時に消滅する。しかしながら、先使用者は、他人がその同意なく次に掲げる行為を行うことを禁ずることを内容とする特許権者としての排他的独占権は取得しない。

A：製品特許の場合：特許製品の製造、使用、販売、輸入、貸与又は引渡しをすること、あるいは、その販売若しくは引渡しを可能とすること。

B：方法特許の場合：製品を製造する目的で、特許権の付与された製造方法を使用し、(1)に定める行為を行うこと。

(b) 導入の経緯あるいはモデルとなった法制：

インドネシア政府は、インドネシアが批准した国際協定に従い、また、科学技術、産業活動及び商業取引における一層の発展に鑑み、一般公衆の利益という観点からみて公平な企業競争秩序を確立するため、既存の特許法その他の知的財産関連法令によって発明者に対し適切な保護を与えるべきであると考えている。

Part C：先使用権制度の概要（解釈）

(1) 成立要件

設問3. 先使用権が認められるための個別要件及びその解釈

インドネシア特許法第13条、14条及び15条（又はその他）で認められる先使用権について、個々の要件とその解釈について御説明ください。

発明の実施者は、同一の発明につき特許が付与された場合には、知的財産権総局に、先使用者としての認定を求める申請をしなければならない（第15条(1)）。

当該申請には、当該発明が特許出願に係る発明の明細書、図面、見本その他の情報を使用して実施されたのではないことを証明する証拠を添付しなければならない（第15条(2)）。

インドネシア特許法、その他のインドネシア法の規定に基づく具体的な要件はない。

設問4. 善意 (in good faith) の意味

インドネシア特許法第13条、14条及び15条には、「善意」の要件を規定していないので、この設問は割愛します。

インドネシア特許法には善意という用語は使用されていないが、第13条(1)の規定は、「善意」を意味している。

設問 5. 出願人から発明を知得していた場合に先使用权は認められるか

インドネシア特許法第 14 条から、われわれは当該実施の発明を、発明者あるいは発明家から直接若しくは間接に取得した第三者から知得していた場合には先使用权は認められないと解されますが、そのように考えてよろしいですね。

先使用权は認められない。

設問 6. 先使用权の基準日

インドネシア特許法第 13 条には、「同一の発明に対して特許出願がなされた時点で」とあります。この条文の意味を説明してください。この条文の意味を説明してください（我々はインドネシアでの出願日と優先日を意味すると考えています）。

インドネシア特許法第 13 条では、先使用权の基準日は「同一の発明について特許出願がされた日」と規定されているが、これは、後に出願された発明の出願日（方式要件を満たした特許出願の受理日）を意味していると考えられる。

設問 7. 実施の準備と先使用权

インドネシア特許法第 13 条では、先使用权を認める状態を特許出願の対象を「実施」している者のみとしています。他の諸国にあるように「発明の実施のための準備」に基づく先使用权はインドネシアにはないと考えてよろしいですね。

その理解で正しい。一部の外国で採用されている「発明の実施のための準備」に基づき先使用权を認める手続きは、インドネシアにはない。先使用者としての認定を取得するための要件及び手続きは政令により定められるが、今のところそのような政令は公布されていない。

設問 8. 基準日以前には実施していたが、その後実施を中断し、基準日には実施していなかった場合

先使用权の要件である実施について、その実施は出願日あるいは優先日以前に実績があれば十分なのでしょうか。あるいは実施の開始から基準日まで継続していなければならないのでしょうか。特に、基準日（出願日あるいは優先日）に、実施を中断していた場合でも先使用权は認められるのでしょうか。

設問 7 の説明を参照。法律は発明を実施している者のみに対して、先使用者としての認識を与えている、それゆえ、実施を中断していた者は含まれない。

設問 9. 輸入行為は先使用权の対象となるか

(a) 貴国において、輸入する行為は先使用权の対象となるのでしょうか。

先使用権の対象とはならない。先使用権の対象として輸入の条文はない。設問 7 の説明を参照。

- (b) 外国企業が自国で生産した製品を貴国で輸入販売しようとする場合に、先使用権を確保するために留意すべき事項について、御説明ください。

先使用権は確保できない。設問 7 の説明を参照。

設問 10. 輸出行為が先使用権の対象となるか

貴国において、輸出行為も先使用権の対象となるのでしょうか（我が国の特許法第 2 条(3)の実施の定義には、「輸出」する行為が含まれています。このため、我が国では先使用権の対象となる実施に「輸出」する行為が含まれると解釈されています）。

先使用権の対象として輸出の条文はない。

設問 11. 実施と新規性の関係（実施が公然実施の場合）

インドネシア特許法第 13 条では、先使用権の要件として「実施」が規定されています。この実施に公然実施（public use）が含まれるとすると、当該特許の出願日あるいは優先日の時点で公知であるとも考えられ、先使用権の問題ではなく、当該特許の新規性の問題とも考えられます。先使用権の要件である「実施」と特許の無効との関係を説明してください。

インドネシア特許法 13 条(1)にいう「実施」とは、「使用（working）」を意味し、「公然実施（public use）」は含まないと考えられる。よって、発明の新規性に関する問題は生じないものと思われる。

同一の発明について特許出願がされた時に先使用者が当該発明を実施していた場合には、当該先使用者は、特許出願に係る発明の明細書、図面、見本その他の情報を使用することなく当該発明を実施していたことが推認される。

(2) 先使用権者が実施できる範囲

設問 12. 先使用権者が実施できる範囲（物的範囲）

インドネシア特許法第 13 条では先使用権者に「先の使用人として引き続き当該発明を実施する権利を有する」ことを認めています。先使用権者が実施を継続できる範囲について、例を挙げて御説明ください。

「先使用者として引き続き発明を実施できる」という文言の意味は、先使用者が知的財産権総局に対して申請を行って先使用者として認定された場合、当該先使用者はその発明を実施することが認められ、かつ、その行為が侵害を構成しないことを意味すると考える。

設問 12-1. 設問 12 の追加質問です。先使用権者は、他者の出願後に、生産規模・輸入規模・販売地域等を拡大することが認められるでしょうか。認められるとすればどの程度までの拡大が認められるでしょうか。

(a) 生産数量の拡大：

設問 7 に対する説明を参照のこと。禁止する規定がないことから、先使用者はその先使用の実施範囲を拡大できるものと思われる。

(b) 輸入規模の拡大：

設問 7 に対する説明を参照のこと。禁止する規定はない。

(c) 実施地域の変更：

設問 7 に対する説明を参照のこと。

設問 12-2. 設問 12 の追加質問です。先使用権者は他者の出願後に、実施行為の変更あるいは実施形式の変更等をすることが認められるでしょうか。認められるとすればどの程度の変更までが認められるでしょうか。

(a) 実施行為（製造、販売、輸入等）の変更（例えば、出願日（優先日）前に輸入・販売していた場合、出願日（優先日）後に製造・販売に変更することはできますか。）

設問 7 に対する説明を参照のこと。特許発明を侵害しない限り、変更できる。

(b) 他者の出願の出願前に実施していた発明の実施形式と、出願後に実施している発明の実施形式が異なるなど、実施形式の変更（例えば、他者の出願前に、塩酸を使用する A 合成方法を実施していたが、出願後に硝酸を使用する A 合成方法へ実施行為を変更する。特許権は、酸(塩酸、硝酸の上位概念)を使用する A 合成方法とするなど、生産工程が変更される場合が想定されます。)

先使用権の申請があったとき、知的財産権総局は調査班を通じて、申請が先使用者としての認定要件を充たしているかどうかを調査し検討する。

(c) 生産装置の改造等（他者の出願の出願前に使用していた装置の一部を改造し、改造後の装置も特許のクレーム範囲に含まれる場合を想定しています。)

設問 7 に対する説明を参照のこと。

設問 13. 下請企業と元請企業の先使用権

生産形態の一つとして、我が国では下請生産（他の企業に対して製法等を開示して、その指揮命令により生産を行って、製品の全量を引き取る形態）というものがあります。先使用权が認められると仮定して、下請企業と下請元企業のどちらに、先使用权が認められるのでしょうか。仮に、下請元企業に認められる場合に、下請先の変更は可能なのでしょうか。

無回答。

設問 14. 先使用权の登録

インドネシア特許法第 15 条から、我々はインドネシアには先使用权を登録する制度があると信じています。どのような場面、方法で登録するのか、及びその効果について御説明ください。

登録制度は設けられていない。インドネシア特許法第 15 条(5)において、先使用者としての認定を取得するための手続は、政令により定められると規定されているが、現在までのところそのような政令は制定されていない。

設問 15. 先使用权が第三者に及ぶか

他者の出願後（優先日以降）において、先使用权者が製造した製品を、第三者が購入して「使用・販売（転売）」することは特許権侵害となるのでしょうか（例：他者の特許出願後に仕入れを開始した場合）。ならないとすれば、どのような法解釈によるものでしょうか？

先使用权は第三者には及ばない。インドネシア特許法第 67 条(1)によれば、第 13 条に定める先使用者としての権利は、相続の場合を除いては移転することができない。

(3) 移転等に関わる問題

設問 16. 先使用权の移転（移転可能性及び移転の要件）

インドネシア特許法第 13 条、第 14 条及び第 15 条には、先使用权の移転についての条文がありません。我々はインドネシアで先使用权は移転できないと信じておりますが、この理解は正しいでしょうか。

インドネシア特許法第 67 条(1)に基づき、相続以外では第 13 条に規定された先使用者の権利や移転できない。

設問 17. 種々の移転と先使用权

設問 16 に関連した質問です。以下のような場合に、それぞれ先使用权の権利者はどのように変動すると考えればよいでしょうか。

(a) 先使用权を有する企業の買収や先使用权を有する企業の分社により、先使用权がどの

ように移転するかについて、例を挙げて御説明ください。(極端な例ですが、一部地域で活動する小規模の企業が全国規模で事業を行う大企業により買収された場合に、大企業が先使用权者として、全国規模で事業を実施することが可能でしょうか。)

先使用权が移転できないことを考慮に入れば、当該譲受会社には先使用权は適用されず、また、当該会社の目的のために権利行使することはできない。

インドネシア特許法第15条(5)によれば、「先使用者としての認定を取得するための手続は、政令により定められる」とされているが、現在までのところインドネシアにおいて当該事項に関する政令は制定されていない。したがって、これ以上の詳細を提供することができない。

(b) 例えば、グループ企業の一企業に先使用权が認められた場合、他のグループ関係企業にも先使用权が認められるのでしょうか。また、子会社に認められた先使用权は親会社にも認められる、あるいは、親会社に認められた先使用权は子会社にも認められるのでしょうか。

インドネシア特許法第67条及び第15条(1)を参照のこと。当該他の会社は、先使用权を取得した会社とは別の法的主体であることから、当該他の会社について当該権利は認められない。

(c) グループ企業や親会社と子会社が国内外をまたぐ場合に、グループ企業や子会社が海外で生産した製品の輸入販売している国内企業には、輸入販売のみでなく、生産についても先使用权は認められるのでしょうか。

インドネシア特許法第67条及び第15条(1)を参照のこと。先使用权には製造も含まれる。

設問 18. 移転の対抗要件 (移転後の登録)

貴国において、先使用权の移転が認められる場合、移転について登録する制度がありますか。設けられている場合には、どのような場面、方法で登録するのか (例: 移転の対抗要件)、及びその効果について御説明ください。

移転を登録する制度は設けられていない。

設問 19. 再実施の可否

貴国法における先使用权者には再実施を許諾する権原はないと考えておりますが、それで間違いはないでしょうか。

そのとおり。現在までのところ、当該事項に関する規定はインドネシアにおいて制定されていない。

設問 20. 先使用権の消滅又は放棄（事業の廃止、長期の中断との関係）

一旦認められた先使用権が消滅又は放棄されたと判断されることはあるのでしょうか。例えば、事業の廃止、あるいは長期の中断があった場合にはどうでしょうか。

設問 19 の説明参照（現在までのところ、当該事項に関する規定はインドネシアにおいて制定されていない）。

設問 21. 先使用権の対価

先使用権が認められた場合、先使用権者は特許権者に対して、対価を支払う必要があるのでしょうか。

設問 19 の説明参照（現在までのところ、当該事項に関する規定はインドネシアにおいて制定されていない）。実際には先使用者もロイヤルティを受ける権利を有することを考慮に入れば、先使用者が特許権者に対して対価又はロイヤルティを支払う必要はない。

Part D : 運用状況

設問 22. 貴国での先使用権制度について普及啓発活動が行われている場合、その概要を御紹介ください（文書が出されている場合には、その入手方法を明示してください）。

設問 19 の説明参照（現在までのところ、当該事項に関する規定はインドネシアにおいて制定されていない）。

設問 23. 貴国での先使用権制度の利用頻度をお答えください。

ほとんど利用された例がない。

設問 24. 貴国において、先使用権を争った裁判例について、データが公表されていたら、入手の方法を御教示ください（インターネット、刊行物等）。

無回答。

設問 25. 貴国で先使用権制度が利用される場面について御紹介ください。

無回答。

設問 26. 先使用権に関連して、裁判で争った例の概要を御紹介ください。特に、貴国の先使用権を解釈するために必要な典型的な事例及び先使用権が認められた例、認められなかった例という代表的な事例について、それぞれ、特徴的な判示事項の解説をお願いし

ます

無回答。

設問 26-2. 設問 26 の追加質問です。先使用権について裁判で争った事例のうち、外国籍企業等が先使用権を主張した事例があれば、御紹介ください。

無回答。

設問 27. ある発明者が発明の詳細を開示すると、それが模倣される危険性があることを考えて、特許出願することなく発明を実施し、事後に第三者に特許権が付与されたとしても、先使用権を主張すれば、継続して実施が可能であると考えたとします。裁判において先使用権を主張する場合に、あらかじめ、どのような証拠を準備すべきかについて、御説明ください。

設問 7 の説明参照。現時点で、先使用権制度は利用できない。もし、利用できるとすれば、以下の証拠が考えられる。

A：発明日が特許出願日の前であることを示す証拠

B：新聞若しくは雑誌における記事や論文等、又は当該先使用を明白に示すその他の証拠

設問 28. 我が国では証拠書類等について、その作成日付や非改竄性を証明するため、公証制度やタイムスタンプサービスが利用されています。貴国において類似の制度がある場合にその概要を御説明ください。

無回答。

Part E：先使用権制度の将来

設問 29. 貴国において、先使用権制度についての法改正の予定あるいは法改正を前提とした論議が公表されていたら、御紹介ください。

設問 7 の説明参照。現時点で、先使用権制度は利用できない。

「4」 イスラエル

Part A：先使用権制度の有無

設問 1. 先使用権制度の有無と条文規則等

(a) 先使用権に関する条文、規則等

イスラエル知的財産法第 53 条、第 54 条 (Intellectual Property (TRIPS), Law, 1999-

資料編

・本資料の記号等の解説

設問	意味	解説（記号の意味）
Q3	・先使用権が認められるための個別要件およびその解釈	実施＝実施 実準＝実施＋準備
個別要件 （条文 明記）	実施（発明の内容）（実施、製造）	実施＝全ての実施 製造＝製造に限定
	実施の準備	○＝準備に先使用権が認められる
	実施（継続＝元の範囲、事業目的）	継続＝元の範囲 事業＝事業目的
Q3	・対象となる実施の意味（全ての実施／製造のみ）	実施＝全ての実施 製造＝製造に限定
Q4	・善意の意味（条文上の有無と定義の有無） （△＝異なる用語を使用）	無＝要件無 有有＝要件有＋説明有 有無＝要件有＋説明無
Q6	・先使用権が認められるか否かの基準日はいつか。	優時＝優先日に 優前＝優先日以前 願時＝出願日に 願前＝出願日以前
Q9(b)	・輸入販売の先使用権	輸入○＝輸入販売が先使用権の対象となる
Q12	・先使用権者が実施できる範囲（物的範囲）	事業継＝事業目的の範囲で継続可能 従前＝従前の範囲
Q16	・移転の可否・態様・譲渡要件等（一般承継に限られるか、事業の実施と伴にする必要があるか等）	事伴＝事業をともなって 装置伴＝装置をともなって 無制限＝制限なく移転可能
Q25	・先使用権主張の目的（抗弁か実施権）	抗弁＝先使用権の抗弁として使用 確抗＝確認訴訟＋先使用の抗弁
Q26	・先使用権が認められた典型的な例	例示＝各国編に判決要旨を例示
Q27	・先使用権立証の証拠	説明＝各国編に説明有
Q28	・公証制度の有無（宣誓供述書の利用）	公証＝公証制度有 公証無＝公証制度無 宣誓＝裁判には宣誓供述書を提出

その他の設問共通：判例無＝判例が無いため不明
 条文○又は×＝条文解釈で可能又は不可能
 解釈○又は×＝条文解釈、学説等で可能又は不可能
 学説＝学説に基づいた判断
 意見＝回答作成者の意見

諸外国の先使用権制度一覧表 (No. 3)

設問	意味	EG	HK	ID	IL	MY	PH	PK	SG	
Q1(a)	条文番号	10	83	13	53	38	73	30	71	
Q1(a)	先使用権か侵害の例外か	例外	先使用	先使用	先使用	先使用	先使用	例外	先使用	
Q1(b)	詳細な文書の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	
Q1(c)	訳文の有無 (公用語が英語でない国)	有	有	有	無	-	-	有	-	
Q2	経済説、公平説等	不明	不明	公平	公平	公平	公平?	公平	SG1	
Q2	制度導入の背景+「特定の国の法制等をモデルにしていた等の経緯があるか」	不明	GB	無	無	GB	無	GB	GB	
Q3	・先使用権が認められるための個別要件およびその解釈	実準	実準	実施	実準	実準	実準	実準	実準	
個別要件 (条文明記)	基準日 (優先日、出願日、出願)	出願日	優先日	優先日	優先日	優先日	優先日	優先日	優先日	
	基準日 (当日、以前)	以前	以前	当日	当日	当日	以前	以前	以前	
	地域 (国内、国外)	国内	国内	-	国内	国内	国内	-	国内	
	発明の所有 (possession)	-	-	-	-	-	-	-	-	
	自らの発明 (+知得) (○)	-	-	○	-	○	-	-	-	
	善意 (善意=○、他の用語=△)	○	○	-	○	○	○	○	○	
	実施 (侵害となる行為)	-	○	-	-	-	-	-	○	
	実施 (発明の内容) (実施、製造)	製造	-	実施	実施	製造	実施	実施	-	
	実施の準備	○	○	-	○	○	○	○	○	
	実施 (継続=元の範囲、事業目的)	継続	継続	継続	事業	事業	継続	非侵害	継続	
	ライセンスの可否 (可、否)	-	否	-	-	-	-	-	-	否
	譲渡の可否 (可、否)	可	可	-	可	可	可	可	可	可
製品を購入した第三者 (侵外、非侵害)	-	非侵害	-	-	-	-	-	-	非侵害	
Q3	・対象となる実施の意味 (全ての実施/製造のみ)	製造	実施	製造	実施	製造	実施	実施	実施	
Q4	・善意の意味 (条文上の有無と定義の有無) (△異なる用語)	有有	有無	有無 ID1	有無	有無	有無	有無	有無	
Q5	・当該特許権に係る発明者から発明を知得していた場合に認められるか	不可	可 HK1	不可	不可	不可	不可	不可	判決無	
Q6	・先使用権が認められるか否かの基準日はいつか。	優前 EG1	願前 HK2	優時	優時	優時	優前	優前	優前	
Q7	・実施の準備の意味 (定義の有無)	定義無	定義無	-	定義無	判例無	定義無	説明	説明 SG2	
Q8	・特許出願前に実施していたが、基準日には実施していない場合に認められるか	解釈○	解釈○	条文×	条文×	判例無	定義無	判例無	条文×	
Q9(a)	・輸入行為が対象となるか	×	○	×	○	×	解釈○	○	○	
Q9(b)	・輸入販売の先使用権	-	輸入○	-	-	-	説明	○PK1	輸入○	
Q10	・輸出行為が対象となるか (純粋な輸出行為が特許侵害となる場合)	×	△ HK3	×	×	×	○	○	×	
Q11	・実施の意味 (新規性との関連: 公然実施されていた場合の当該特許の新規性は喪失しないか)	新規性喪失	新規性喪失	新規性喪失	新規性喪失	新規性喪失	新規性喪失	新規性喪失	新規性喪失	
Q12	・先使用権者が実施できる範囲 (物的範囲)	従前	従前	従前	事業継	判決無	判決無	事業継	事業継 SG3	
Q12-1(a)	・生産規模の拡大の可否	解釈×	解釈○	解釈○	解釈○	判決無	判決無	解釈○	解釈○	
Q12-1(b)	・輸入数量の拡大の可否	-	解釈○	解釈○	解釈○	判決無	判決無	解釈○	解釈○	
Q12-1(c)	・実施地域の変更の可否	解釈○	解釈○	解釈○	解釈○	判決無	判決無	解釈○	解釈○	
Q12-2(a)	・実施態様 (製造、販売、輸入等) の変更の可否	不可	解釈○	解釈○	不明	判決無	判決無	解釈○	判決無	
Q12-2(b)	・実施形式の変更 (製法の変更) の可否	解釈×	判断無	解釈○	不明	解釈○	判決無	解釈○	判決無	
Q12-2(c)	・実施形式の変更 (改造等) の可否	解釈×	解釈○	解釈○	不明	解釈○	判決無	解釈○	判決無	
Q13	・下請企業と元請け企業の先使用権	元請	元請	NA	不明	判決無	元請?	両社	元請	

設問	意味	EG	HK	ID	IL	MY	PH	PK	SG
Q14	・対抗要件（登録要否）	不要	不要	有 ID2	不要	不要	不要	不要	不要
Q15	・第三者に効力が及ぶか（再販売）	OK	OK	侵害	侵害	OK	判決無	OK	OK
Q16	・移転の可否・態様・譲渡要件等（一般承継に限られるか、事業の実施と伴にする必要があるか等）	装置伴	無制限	不可	事件	事件	事件	事件	事件
Q17(a)	・大が小を飲む合併	可能	可能	不可	可能	可能	判決無	可能	判決無
Q17(b)	・グループ企業で先使用权を共有できるか	不可	不可	不可	不可	不可	判決無	不可	不可
Q17(b)	・外国産品の輸入販売で製造の先使用权が得られるか	—	可能	不可	不可	—	判決無	不可	不可
Q18	・移転の登録の要否（対抗要件）	不要	不要	—	不要	不要	不要	不要	不要
Q19	・再実施許諾の可否	不可	不可	不可	不可	不可	判決無	不可	不可
Q20	・先使用权の消滅又は放棄	規定無	規定無	規定無	不滅	不滅	判決無	判決無	判決無
Q21	・先使用权の対価	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要
Q22	・先使用权制度の普及啓発	無	無	無	無	無	無	無	無
Q23	・先使用权の利用状況	殆無	殆無	殆無	殆無	殆無	殆無	統計無	殆無
Q24	・先使用权の判例の利用可否	DB 無	DB 無	NA	不可	DB 有	DB 無	統計無	DB 無
Q25	・先使用权主張の目的（抗弁か実施権）	判決無	抗弁	抗弁	不明	抗弁	判決無	抗弁	判決無
Q26	・先使用权が認められた典型的な例	判決無	判決無	NA	無	説明	判決無	判決無	判決無
Q26-1	・外国企業の先使用权主張	判決無	無	NA	無	無	判決無	判決無	判決無
Q27	・先使用权立証の証拠	説明	説明	説明	困難	説明	説明	説明	説明
Q28	・公証制度の有無（宣誓供述書の利用）	公証	公証	—	宣誓	公証	公証	公証	公証無
Q28-1(a)	・タイムスタンプ業者	—	—	—	—	—	—	—	—
Q28-1(b)	・公証制度	—	—	—	—	—	—	—	—
Q28-1(c)	・製品に対する公証	—	—	—	—	—	—	—	—
Q28-1(d)	・映像に対する公証	—	—	—	—	—	—	—	—
Q28-1(e)	・企業の利用状況	—	—	—	—	—	—	—	—
Q28-1(f)	・タイムスタンプの利用状況	—	—	—	—	—	—	—	—
Q29	・先使用权制度改正の動き	無	無	無	無	無	改正案	無	無
Q30	・特別な条文の意味	—	—	—	—	—	—	—	—

EG1：Q6：条文上は出願日に先んじてであるが、優先日も含むと解釈されている。

EG2：Q10：回答は輸出が先使用权の対象となるとしているが、エジプトで生産された製品の輸出の場合を想定しており、輸出行為そのものについての回答ではない。

HK1：Q5：それは当事者が善意で行った行為か否かによる。仮に、その者が発明者又は第三者に対する守秘義務を負わない場合、香港特許条例第 83 条に定める先使用权を得る可能性はある。

HK2：Q6：基準日について「Deemed Date of Filing」の用語が使用されている。これは「みなし出願日」と翻訳されるが、香港出願に先だって、英国又は中国へ出願する必要があり、これらの出願日をみなし出願日と呼ぶ。

HK3：Q10：輸出自体ではなく、特許の主題となる製品あるいは製法を使用して製品の在庫することに対して、先使用权の適用がある。

ID1：Q4：善意の意味について、法律の文言上、善意の要件は含まれていないが、第 13 条 1 項には善意の要件が含まれていると解釈されている。

ID2：Q14：先使用者とは、法的には特許庁に対して先使用权者の認定を申請し、認定される必要があるが、取得するための要件及び手続を定める政令が公布されていないので認定もできない。

PK1：Q9(b)：先使用权の認められるための、実施および実施の準備について、国の制限が設けられていない。それゆえ例えば日本で実施していたとしても、先使用权が認められる。

SG1：Q2：秘密の先使用者を保護することを目的とする。

SG2：Q7：実際上のかつ真摯な準備の用語に関しては、UK の判例が援用される。

SG3：Q12：明確ではない。先の実行為として実施していた、あるいは実質的で真摯な準備を計画していた行為を継続する権利を制限することは明らかに不条理であり、ある程度のバリエーションは、本条により提供される権利の範囲内に入るが、バリエーションの程度は定かではない（C.I.P.A Guide 64.06）。